

八郎潟町出産祝い金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次世代を担う子どもの誕生を祝福し、健やかな成長を推進するため、子を出産し養育する者に対して出産祝い金（以下「祝い金」という。）を支給するとともに少子化対策並びに八郎潟町の活性化の推進に資することを目的とする。

(受給資格)

第2条 祝い金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 子（以下「対象児」という。）を平成28年4月1日以降に出産し、養育する者。
- (2) 対象児が出生日において住民基本台帳に記載され、現に町内に居住し、出産後も対象児と養育者が引き続き2年以上町内に住所を有し居住しようとする者。
- (3) 対象児の養育者が、町税、国民健康保険税、その他町の収入に係る公共料金を未納し、又は滞納していない者。

(出産祝い金の額)

第3条 出産祝い金の額は、対象児1人につき3万円とする。

(支給申請)

第4条 祝い金の支給を受けようとする者は（以下「申請者」という。）は、出産祝い金支給申請書（様式第1号）及び居住確約書（様式第2号）を対象児の出産日した日から2箇月以内に町長に申請しなければならない。ただし、町長が正当な理由があると認めた場合は、その限りではない。

(支給決定)

第5条 町長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに審査を行い、祝い金の支給の可否を決定し、出産祝い金（支給・却下）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(支給請求)

第6条 前条の規定による祝い金の決定通知を受けた者が、支給を受けようとするときは、出産祝い金請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(祝い金の返還)

第7条 町長は、祝い金の支給を受けた者が次のいずれかに該当すると認めたときは、既に支給した祝い金の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為によって祝い金の支給を受けたとき。
- (2) 出産日から起算して、2年以内に他の市町村に転出したとき。

(3) その他町長が適当でないと認めたとき

2 町長は、前各号のいずれかに該当する者で、やむを得ない特別な事情がある場合は、当該祝い金の返還を免除することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。